

「超高精細度テレビジョン放送のための1. 2GHz帯及び2. 3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）の技術的条件」に関する検討の進め方（案）

「放送システムに関する技術的条件」（諮問第2023号）のうち「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送のための1. 2GHz帯及び2. 3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）の技術的条件」について、以下のとおり検討を進めることとする。

1 技術的条件を検討するための前提条件

現在、放送番組の素材を中継するための放送事業用無線局（FPU）は、1. 2/2. 3GHz帯、マイクロ波帯（5. 9GHz帯～13GHz帯）及びミリ波帯（42/55/120GHz帯）において技術基準が策定され、運用が行われている。

このうち、1. 2/2. 3GHz帯については、その特性から、見通し外での映像伝送が可能であり、移動しながらの番組中継がしやすいという特長があり、このため、緊急対応を含む報道中継やスポーツ中継などに幅広く活用されている。

当該周波数帯については、従来800MHz帯として運用されていた無線局の周波数移行先として新たに確保されたものであり、平成25年までに本委員会において技術的条件の検討を行った。その際、高品質なHD（2K）映像を伝送できるよう設計されたが、今般の4K・8K映像の高品質伝送には対応できないことから、これに対応した伝送技術を導入するため、その技術的条件について検討を行う。

※1. 2/2. 3GHz帯…1. 2GHz帯（1240～1300MHz）及び2. 3GHz帯（2330～2370MHz）

2 検討事項

1. 2/2. 3GHz帯の利用状況等を考慮しつつ、次の事項について検討を行う。

- (1) 超高精細度テレビジョン放送のための1. 2/2. 3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）の技術的条件
- (2) 1. 2/2. 3GHz帯の周波数を使用するFPUと同一又は近接の周波数を使用する他の無線システムとの共用条件（被干渉・与干渉）
- (3) その他、関連する技術動向、需要動向等を踏まえた上で必要とされる事項

3 作業班の設置

本委員会での検討に資するため、別紙1の設置要綱及び別紙2の構成員案のとおりに「1. 2/2. 3GHz帯FPU高度化作業班」を設置する。

4 今後の予定

別紙3のとおりに。

5 その他

検討に資するため、本委員会において、2の検討事項に関する意見陳述の機会を別紙4のとおりに設ける。

1. 2/2. 3GHz帯FPU高度化作業班の設置要綱について

放送システム委員会における「放送システムに関する技術的条件」のうち「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」に関し、1. 2GHz帯及び2. 3GHz帯を使用する放送事業用無線局（FPU）の高度化のための技術の導入の検討に必要な情報を収集し、技術的条件の検討を促進させるために、「1. 2/2. 3GHz帯FPU高度化作業班」を設置することとする。

1 作業班の運営等

- (1) 作業班の会議は、主任が招集する。
- (2) 作業班に主任代理を置くことができ、主任が指名する者がこれに当たる。
- (3) 主任代理は、主任が不在のとき、その職務を代行する。
- (4) 主任は、作業班の調査及び議事を掌握する。
- (5) 主任は、会議を招集する時は、構成員にあらかじめ日時、場所及び議題を通知する。
- (6) 特に迅速な調査を必要とする場合であって、会議の招集が困難な場合、主任は電子メールによる調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (7) 主任は、必要があるときは、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) 主任は、必要と認める者からなるアドホックグループを設置することができる。
- (9) 作業班において調査された事項は、主任がとりまとめ、これを委員会に報告する。
- (10) その他、作業班の運営については、主任の定めるところによる。

2 会議の公開

会議は、次の場合を除き、公開する。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合。
- (2) その他、主任が非公開とすることを必要と認めた場合。

3 事務局

作業班の事務局は、情報流通行政局放送技術課が行う。

情報通信審議会 情報通信技術分科会
放送システム委員会 1.2/2.3GHz帯FPU高度化作業班 構成員（案）

（敬称略）

氏名	所属・役職
高田 潤一 （主任）	国立大学法人東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
居相 直彦	一般社団法人電波産業会 素材伝送開発部会 地上無線素材伝送作業班 主任
井上 貴史	株式会社テレビ朝日 技術局 運用統括センター 中継担当部長
大槻 知明	慶應義塾大学 理工学部 情報工学科 教授
岡田 寛正	株式会社TBSテレビ 技術局 放送設備計画部
甲田 乃次	一般社団法人特定ラジオマイク運用調整機構 テクニカルチーフ
小林 伸司	内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 準天頂衛星システム戦略室 参事官補佐
斉藤 一	株式会社テレビ東京 技術局 技術開発部 副部長
佐藤 誠	日本テレビ放送網株式会社 技術統括局 技術開発部 専任部次長
鈴木 健児	日本放送協会 技術局 計画部 副部長
高井 正興	一般社団法人日本アマチュア無線連盟 電磁環境委員会 委員長
高田 仁	一般社団法人日本民間放送連盟 企画部 専任部長
仲田 樹広	株式会社日立国際電気 事業企画本部 次世代技術開発部 副技師長
平沢 修	池上通信機株式会社 システムセンター 伝送システム部 通信機課 課長
福田 立基	株式会社フジテレビジョン 技術局 制作技術センター 映像部 中継担当部長
光山 和彦	日本放送協会 放送技術研究所 伝送システム研究部 上級研究員
安江 信一	NECプラットフォームズ株式会社 ワイヤレスシステム事業部RF開発グループ 主任
渡邊 浩志	国土交通省 航空局 交通管制部 管制技術課 航行支援技術高度化企画室 調査官

今後の検討スケジュール

年月	分科会・委員会	作業班
平成30年 5月	5/15 情報通信技術分科会 検討開始報告	
6月	6/22 第63回委員会 検討事項・進め方の確認、作業班の設置 6/25 意見聴取の報道発表 ↑ (募集期間：約3週間)	
7月	↓ 7/31 第64回委員会 意見聴取	7月上中旬 第1回作業班 FPU高度化の技術の確認、進め方の確認、 想定される要求条件の調査
8月 ～ 平成31年 2月		9月頃 第2回作業班 意見聴取を受けた技術的条件の調査、 干渉モデル・運用モデルの調査 12月頃 第3回作業班 技術的条件及び共用条件の調査
3月	3月中旬 第※回委員会 委員会報告書（案）の検討 ↑	3月上旬 第4回作業班 技術的条件を含む報告書（案）
4月	↓ 報告書案意見募集 4月下旬 第※回委員会 委員会報告書（案）とりまとめ	
5月	5月 情報通信技術分科会 一部答申審議	

報道資料(案)

平成30年6月25日
情報通信審議会
情報通信技術分科会
放送システム委員会

「超高精細度テレビジョン放送のための1.2GHz帯及び2.3GHz帯を使用する
放送事業用無線局(FPU)の技術的条件」についての関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会では、「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送のための1.2GHz帯及び2.3GHz帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の技術的条件」を、平成30年5月15日(火)から検討しており、平成31年5月頃を目途に答申の取りまとめを行う予定です。

については、平成30年7月31日(火)に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は以下の要領により申し出てください。

1. 意見陳述を行える関係者

「放送事業用無線局の高度化のための技術的条件」のうち「超高精細度テレビジョン放送のための1.2GHz帯及び2.3GHz帯を使用する放送事業用無線局(FPU)の技術的条件」に関し、学識経験者又は知見を有する者とします。(国籍を問いません。)

2. 意見陳述の方法

意見陳述は、平成30年7月31日(火)に開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会において、日本語で行うこととします。なお、都合により当日の意見陳述が困難な場合には、文書(日本語に限ります。)による意見の提出も可能とします。

3. 意見陳述のために必要な手続き

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名(法人又は団体(以下「法人等」という。))の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名)、職業(法人等でない場合に限る。)及び意見の要旨を記した文書を郵便又はE-mailにより平成30年7月13日(金)17:00(必着)までに下記4の提出先に提出してください。検討の時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、全て意見陳述人の負担とします。

4. 内容の問合せ先及び意見の提出先

総務省情報流通行政局放送技術課

担当：梅城課長補佐、山川係長

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

電話 03-5253-5787

FAX 03-5253-5788

E-mail 4k8kfp_tech_atmark_ml.soumu.go.jp

スパムメール防止のため、「_atmark_」を「@」に直して入力してください。